

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年2月7日(水) 15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子(欠)
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法の許可に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第6号	農用地利用集積計画の決定について

報告事項	第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項	第2号	農地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項	第3号	農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第2回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、7番 小田喜委員、9番 山崎委員 をお願いします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

主任主事

本案件は、「農用地除外済地の事業計画変更申立」について、令和6年1月の小委員会及び総会において、「変更やむを得ない」として、決定したのですが、総会后に、疑義が生じたことから再度、ご審議をお願いするものでございます。

理由といたしましては、当該地は平成19年にホームセンターが従業員用駐車場用地として、除外された農地ですが、当時、「第2種農地」として、「除外やむを得ない」として除外に至ったことから、今回も「第2種農地」として判断しました。

しかしながら、現在の「千葉県農地転用事務指針」に則ると、「第1種」となる可能性が高くなりました。

「第1種農地」の場合、転用は原則、認められていませんが、例外規定があり、例外に当てはまる場合のみ転用可能となることから、農業委員会としての意見を「変更やむを得ない。但し、第1種農地における農地転用の条件を満たした場合。」とするべきと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたが、ご質問等ございますか。

質問等ないようですので、お諮りいたします。

小委員会の決定どおり、農振農用地除外済地の事業計画変更の1件については「変更やむを得ない。但し、第1種農地における農地転用の条件を満たした場合。」としてよろしいか、賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

賛成とする者全員と認め「変更やむを得ない。但し、第1種農地における農地転用の条件を満たした場合。」として決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2から3ページ、整理番号1から7について審議します。

主任主事

資料の2ページ、整理番号1 所在地は 大賀 中神田 923 番、登記地目、現況地目、共に畑で 330 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、木更津市にお住いの 87 歳の方、譲受人は市内大賀にお住いの 84 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢及び遠隔地に居住しており耕作できないため譲り渡します。

譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け、野菜を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 八幡 上浜田 124 番、外5筆、登記地目、現況地目、共に田が 1836 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 2011 m²、合計 3847 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住いの 90 歳の方、譲受人は市内八幡にお住いの 65 歳の方、親子です。

事由としては、譲渡人は子へ贈与するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を親から譲り受け、農業を引き継ぐとのことです。

整理番号3 所在地は 正木 川原畑 98 番、登記地目、現況地目、共に田で 823 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、富津市にお住いの 74 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 76 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業を廃止するため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稲を栽培し、農業経営規模を拡大し

たいとのことでした。

整理番号4 所在地は 正木 川原畑 105 番、登記地目、田、現況地目、共に田で 1507 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 63 歳の方、外 2 名、譲受人は南房総市にお住いの 76 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業を廃止するため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことでした。

整理番号5 所在地は 正木 川原畑 113 番、登記地目、現況地目、共に田で 442 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 63 歳の方、外 1 名、譲受人は市内稲にお住いの 62 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業を廃止するため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことでした。

整理番号6 所在地は 正木 上沼 2222 番、外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 2042 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住いの 63 歳の方、譲受人は市内上真倉にお住いの 47 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしておらず管理が大変なため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことでした。

整理番号7 所在地は 山萩 宮原 183 番 1、外 2 筆、登記地目、現況地目、共に田が 1695 m²、登記地目、畑、現況地目、山林が 95 m²、合計 1790 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内山萩にお住いの 81 歳の方、譲受人は市内山萩にお住いの 48 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしておらず、管理が大変なため譲渡します。

譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業を始めたいとのことでした。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超え

ており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

議長

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

今回の案件は、一度農地以外への転用許可を得た農地ですが、転用せず別の方が農地として利用したいというケースで千葉県に相談したところ、所有権が移っていることから計画変更及び農地法3条での対応となるとのことにより、申請に至ったものです。

資料の2ページ、整理番号1、所在地は大賀 中神田 923 番、登記地目、現況地目、共に畑で 330 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内大賀の 84 歳の方です。

転用の事由及び施設は、当初計画者においては、館山に転居する予定だったが、家庭状況により断念することとしたとのことです。承継者においては、自宅に近いこの農地を譲り受け畑として利用としたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障につ

いては、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現状のまま利用することなので該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

整理番号1については、専用住宅から農地に計画変更するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

1番委員より、現地を確認しましたが、特に問題無いと思いますとの意見でした。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の5ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

整理番号1所在地は上真倉岩川1759番6、登記地目、田、現況地目、畑で154㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉にお住まいの54歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、市内の借家に住んでいるが、定年を

控え、住み慣れた館山市内に家を建て、終の棲家としたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年4月1日に工事着手し、令和6年11月10日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

整理番号1については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第5議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

資料の6ページ、整理番号1について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の6ページ、整理番号1、所在地は上野原池附401番3、登記地目は畑、現況地目は宅地で面積168㎡について、平成27年1月に農業用倉庫を建設するため、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があり、平成28年4月に農業用倉庫を建設したため、非農地証明により登記地目を宅地へ変更したいとのことです。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、畑を宅地に地目変更するための願出になります。

1番委員欠席により、7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

1番委員より、現地を確認しましたが、特に問題無いと思いますとのことです。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「非農地と認める」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

承認する者多数と認め、「非農地と認める」決定いたします。

つづきまして、議事日程第6議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の7ページから11ページ、整理番号1から26について審議します。事務局より説明をお願いします。

主任主事

では、新規設定の案件から説明します。

整理番号1 所在地は、犬石 清水 180番1 外1筆 地目は田で、合

計面積 2,557 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 14,400 円、10a 当たり 5,632 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。ちなみにこの法人は、下真倉の法人の系列会社です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

整理番号 2 所在地は、犬石 清水 205 番 地目は田で、面積 241 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 49,793 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

整理番号 3 所在地は、犬石 清水 207 番 1 外 1 筆 地目は田・畑で、合計面積 1,269 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 9,456 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

整理番号 4 所在地は、犬石 清水 208 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,457 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 8,236 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

整理番号 5 所在地は、犬石 清水 211 番 1 地目は田で、面積 505 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 23,762 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

整理番号 6 所在地は、犬石 清水 212 番 1 地目は田で、面積 472 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 25,424 円です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

整理番号 7 所在地は、下真倉 松之木 720 番 地目は田で、面積 949 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 2,372 円、10a 当たり 2,499 円です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は大戸の法人で、設定の期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 1 ヶ月です。

整理番号 8 所在地は、正木 三貫目 1439 番 地目は田で、面積 300 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1,500 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は鴨川市にお住まいの方、借受者は大戸の法人で、設定の期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 1 ヶ月です。

続きまして、資料の8ページ、整理番号9 所在地は、東長田 北ノ崎 1312番 地目は田で、面積790㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は大戸の方で、設定の期間は令和6年3月1日から令和7年3月31日までの1年1ヶ月です。

整理番号10 所在地は、山萩 八反原 37番 外2筆 地目は田で、合計面積3,072㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米92kg、10a当たり30kgです。貸付者は木更津市の方、正木の方の共有で、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年3月1日から令和7年3月31日までの1年1ヶ月です。

整理番号11 所在地は、正木 反町 1501番 地目は田で、面積3,019㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米90kg、10a当たり30kg、又はそれ相当の金額です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は正木の方で、設定の期間は令和6年3月1日から令和9年12月30日までの3年10ヶ月です。

整理番号12 こちらは農地中間管理事業による利用権設定です。出し手、千葉県園芸協会、受け手の三者一括方式での設定となります。所在地は、正木 新田 4531番 外1筆 地目は田で、合計面積4,807㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米145kg、10a当たり30kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方で、設定の期間は令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間です。

ここからは再設定の案件です。

整理番号13 所在地は、八幡 上浜田 132番 外2筆 地目は田で、合計面積3,428㎡、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米90kg、10a当たり26kgです。貸付者は八幡にお住まいの方で、借受者も八幡の方で、設定の期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です。

整理番号14 所在地は、犬石 縄原 1672番 地目は畑で、面積244㎡、賃貸借権の設定で、賃料は10,000円、10a当たり40,984円です。貸付者は下真倉にお住まいの方で、借受者は犬石の方で、設定の期間は令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間です。

整理番号15 所在地は、湊 作ノ田 546番 外1筆 地目は田で、合計面積3,658㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米146kg、10a当たり40kgです。貸付者は湊にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は、令和6年3月1日から令和16年2月28日までの10年間です。

続きまして、資料の 9 ページ、整理番号 16 所在地は、湊 作ノ田 530 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,673 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 107 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は湊にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間です。

整理番号 17 所在地は、湊 作ノ田 564 番 地目は田で、面積 2,986 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米（玄米）119 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は市原市にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間です。

整理番号 18 所在地は、高井 上宮作 1549 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 9,364 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米（玄米）375 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は高井にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間です。

整理番号 19 所在地は、高井 下宮作 1570 番 地目は田で、面積 1,319 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米（玄米）53 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は高井にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間です。

整理番号 20 山本 西ノ下 284 番 地目は田で、面積 3,090 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10a 当たり 9,709 円です。貸付者は長須賀にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間です。

整理番号 21 八幡 上浜田 145 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,144 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 86 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は正木にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間です。

続きまして、資料の 10 ページ、整理番号 22 所在地は、菌 平池 945 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 9,537 m²、賃貸借権の設定で、賃料は、コシヒカリ 286 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は菌にお住まいの方で、借受者も菌の方です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日までの 6 年間です。

整理番号 23 所在地は、大井 大井根 1185 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,141 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 60 kg、10a 当たり 28 kg です。貸付者は大井にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

設定番号 24 所在地は、大井 大井根 1169 番 1 外 3 筆 地目は田で、合計面積 3,564 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 60 kg、10a 当たり 17 kg です。貸付者は大井にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

資料の 11 ページ、整理番号 25 所在地は、大井 大井根 1187 番 1 外 1 筆、地目は田で、合計面積 1,166 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 30 kg、10a 当たり 26 kg です。貸付者は大井にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間です。

整理番号 26 所在地は、正木 新作 918 番 地目は田で、面積 2,970 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 89 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方で、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 1 年間です。

以上、合計 26 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 12 ページ、整理番号 1 から 4 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は、正木 上沼 2222 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,042 m²、解約理由は、借受者へ所有権移転するためです。

整理番号 2 所在地は、下真倉 松之木 720 番 地目は田で、面積 949 m²、解約理由は、受け手の法人の構成員の変更に伴うもの、とのことです。

整理番号 3 所在地は、南条 沼田 803 番 地目は田で、面積 1,164 m²、解約理由は、受け手の法人の構成員の変更に伴うもの、とのことです。

整理番号 4 所在地は、東長田 北ノ崎 1312 番 地目は田で、面積 790 m²、解約理由は、受け手の法人の構成員の変更に伴うもの、とのことです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

続きまして、報告事項第 2 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 13 ページから 19 ページについて、事務局より説明をお願いします。

主任主事

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かななければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 15 ページから 16 ページにかけての合計 12 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 18 ページのチェックリストにありますように、個人の方 2 名と法人 1 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用する

か」、そして、個人の方については、これに加えて「その者が耕作に必要な農作業に常時従事するか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 17 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の 20 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 20 ページ、整理番号 1 所在地は 長須賀 増野谷 706 番 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 3333 m²です。

申出者は市内下真倉にお住まいの方です。

申出理由は、今後、耕作する予定がないためとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員 2 名にお願いすることになっておりますが、整理番号 1 については北条地区ですが、北条地区は農地利用最適化推進委員が 1 名ですので、上野修推進委員と尾形農業委員にお願いします。

何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

以上で、第 2 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16 時 00 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉田 恒雄

館山市農業委員会委員 小田喜 承示

館山市農業委員会委員 山崎 日吉

